

諫早市監査委員告示第10号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月16日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和2年度財政援助団体等監査結果及び措置状況

年度	監査区分	団体等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R2	指定管理者監査	特定非営利活動法人県央障害者自立センター	障害福祉課	<p>○公の施設の指定管理者に対するもの【指導事項】</p> <p>諫早市新道福祉交流センター条例施行規則第5条第2項によると、新道福祉交流センター使用許可申請書の受付期間は、障害者、高齢者及びその同行者は、使用開始日の2月前から前日までと規定されているが、受付期間前から提出され受け付けられている事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な指定管理事務の執行に努められたい。</p>	令和3年1月27日	職員に対し、規則について改めて確認を行い、適正な執行を徹底するよう指導を行った。
R2	指定管理者監査	特定非営利活動法人県央障害者自立センター	障害福祉課	<p>○所管課に対するもの【指導事項】</p> <p>① 諫早市新道福祉交流センター条例施行規則第5条第2項によると、新道福祉交流センター使用許可申請書の受付期間は、障害者、高齢者及びその同行者は、使用開始日の2月前から前日までと規定されているが、受付期間前から提出され受け付けられている事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な指定管理事務が執行されているか確認するとともに、適切な指導を行われたい。</p> <p>② 令和元年度諫早市新道福祉交流センター指定管理者業務仕様書によると、具体的な業務内容として、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。なお、自主事業を実施する場合は、事前に承認を受けることであるが、事前に承認した自主事業について、指定管理料の積算時に自主事業に係る事業費として計上し、指定管理者においても、指定管理料から支出している事例が見受けられた。</p> <p>については、仕様書等を整理するとともに、適正な指定管理事務の執行に努められたい。</p>	<p>①令和3年1月27日</p> <p>②令和3年4月1日</p>	<p>①指定管理者に対し、規則に基づいた適正な執行について、職員へ改めて周知を図り、徹底するよう指導を行った。</p> <p>②指定管理業務として実施する事業と自主事業として実施する事業について、仕様書において整理し、適正な指定管理事務の執行となるよう改善を図った。</p>